国民年金 保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

届け出・申請にあたって

①申請先は、町民生活課保険年金担当です。
②免除の承認は、申請をした月の属する各年の７月までさかのぼります。
③免除を受けるには毎年申請が必要です。ただし、全額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続申請できる制度があります。

免除・納付猶予制度

対象期間：７月から翌年６月まで

○申請免除

所得の減少や失業などで保険料を納めるのが困難なときには、申請によって保険料の納付が免除（全額・４分の３・半額・４分の１）されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

○若年者納付猶予

30歳未満の方（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

問合せ　秩父年金事務所　☎27-6561
町民生活課保険年金担当　☎62-1232

夏の交通事故防止運動

夏の交通事故防止運動が、７月15日㈰から24日㈫まで実施されます。

「人も車も自転車も　安心・安全　埼玉県」

○自転車の安全利用の推進

児童・生徒の皆さんは、自転車に乗る際はヘルメットを着用し、夏休み中の事故に気をつけましょう。

○子どもと高齢者の交通事故防止

ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者を見かけたらスピードを緩めるなど思いやりのある運転を心がけましょう。

○飲酒運転の根絶

お酒を飲んでの運転はもちろん、運転する人へのお酒の提供も絶対にやめましょう。

みーなＴシャツ・ポロシャツ販売中

Ｔシャツ　1,400円
ポロシャツ　1,700円

数量限定です。
お早めにお買い求めください。

販売場所　皆野町商工会　☎62-1311

犬・ねこの苦情受け付けます!

ペットのことでお困りの方は、下記にご連絡ください。
＊匿名での申し出は、対応できない場合があります。

＜例＞
・近所の飼い犬・猫に困っている（鳴き声、放し飼い、ふん尿放置など）
・放浪犬がいるので保護してもらいたい
・野良猫が子供を産んだので引き取ってもらいたい

●犬の苦情

埼玉県秩父保健所
Tel：22-3824
Fax：22-2798
E-mail：t2238244@pref.saitama.lg.jp

●猫の苦情

埼玉県動物指導センター
Tel：048-536-2465
Fax：048-536-0800
E-mail：k362465@pref.saitama.lg.jp

問合せ　町民生活課環境衛生担当　☎62-1232